

主観評価項目制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市競争入札参加者選定規程（昭和50年6月30日訓令第7号）第8条に定める有資格業者（以下「事業者」という。）について、当該事業者をより適正に評価するとともに、当該事業者の技術力等の向上及び社会的貢献への意欲を高めることを目的とする主観評価項目制度の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(主観評価項目及び登録対象事業者)

第2条 主観評価項目及び主観評価項目の登録対象事業者は、次のとおりとする。

(1) 事業者の申請により登録するもの。ただし、登録対象事業者は、次のアからカに定める事業者のうち、市内業者又は準市内業者とする。

ア 障害者の雇用状況

(ア) 「障害者の雇用の促進等に関する法律」第43条第7項に基づき雇用状況の報告を義務付けられている事業者で法定雇用率を達成している事業者

(イ) 「障害者の雇用の促進等に関する法律」第43条第7項に基づき雇用状況の報告を義務付けられている事業者以外で障害者を常用雇用している事業者

イ 災害時における本市との協力体制 本市と応急防災措置等に関する協定等を締結している事業者及び締結している団体に加入している事業者

ウ 建設業労働災害防止協会の加入状況 建設業労働災害防止協会に加入している事業者

エ ISO9001の認証取得 本社又は委任先若しくは市内の営業所が認証を取得している事業者

オ ISO14001の認証取得 本社又は委任先若しくは市内の営業所が認証を取得している事業者

カ 男女共同参画 次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」を策定している事業者

(2) 本市の資料により、本市が登録するもの

ア 優良建設業者表彰 川崎市優良建設業者表彰要綱に基づく表彰を受けた事業者

イ 指名停止 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱に基づく指名停止を受けた事業者

ウ 工事成績 川崎市請負工事監督規程・川崎市請負工事検査規程、川崎市上下水道局請負工事監督規程・川崎市上下水道局請負工事検査規程、川崎市交通局請負工事監督規程・川崎市交通局請負工事検査規程及び川崎市病院局請負工事監督規程・川崎市病院局請負工事検査規程に定める工事成績評定書の成績評定点の業種ごとの過去3年間における最高点、最低点及び平均点

(主観評価項目の登録の申請)

第3条 前条第1号に掲げる主観評価項目の登録の申請は、競争入札参加資格申請時に行うものとする。ただし、競争入札参加資格申請後、新たに登録対象事業者に該当することとなった場合は、随時、登録の申請を行うことができるものとする。

(主観評価項目の登録)

第4条 主観評価項目を登録しようとする事業者は、登録対象事業者に該当することを確認

できる書類として別に定める書類を添えて申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定により登録の申請があった場合は、申請書類を確認の上、登録するものとする。

3 定期の競争入札参加資格申請受付（2年ごとに実施する申請受付）時に申請のあった主観評価項目の登録は、当該競争入札参加資格申請に係る有資格業者登録年度の初日に行うものとする。ただし、随時の競争入札参加資格申請受付時に申請のあった主観評価項目の登録は、随時行うものとする。

（主観評価項目の登録内容の変更）

第4条の2 前条の登録後、登録内容に変更が生じた事業者は、速やかに変更内容を申請しなければならない。

（主観評価項目点）

第5条 登録された主観評価項目には、事業者ごとに次の主観評価項目点を付与するものとする。

(1) 第2条第1号に掲げる主観評価項目 1項目につき10点

(2) 優良建設業者表彰 10点

(3) 指名停止 指名停止期間が6月以上の場合は、－10点

指名停止期間が6月未満の場合は、－5点

2 主観評価項目点は、これを合算し、主観評価項目合計点を算出するものとする。

3 主観評価項目点の付与期間は、次のとおりとする。

(1) 第1項第1号に規定する主観評価項目点 主観評価項目の登録日から入札参加資格登録期間の末日まで

(2) 優良建設業者表彰 優良業者表彰を受けた日から、表彰日の属する年度から起算して5年度間

(3) 指名停止 指名停止の終了日の翌日から、その日の属する月から起算して6か月間（入札等における主観評価項目等の利用）

第6条 一般競争入札においては、必要に応じ、主観評価項目又は主観評価項目合計点を入札参加資格として活用するものとする。

2 指名競争入札においては、必要に応じ、主観評価項目又は主観評価項目合計点を指名業者選定の際に考慮するものとする。

（実施の細則）

第7条 この要綱の実施に関する事務は、財政局長が行うものとし、実施に関し必要な事項は、財政局長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成17年11月1日から施行する。

（経過措置）

2 当分の間、主観評価項目制度実施の対象となる事業者は、第1条に規定する事業者のうち、工事請負で登録している事業者とする。

3 この要綱施行の際、既に平成17・18年度の競争入札参加資格の有資格業者で工事請負で登録している事業者及び施行日以降に平成17・18年度の工事請負に競争入札参加資格申請を行う事業者に係る主観評価項目の登録の申請及び主観評価項目の登録については、第3条及び第4条の規定にかかわらず、別に定める方法によるものとする。

4 第2条第2号に規定する主観評価項目の登録については、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 優良建設業者表彰については、平成13年度以降に優良建設業者表彰を受けた事業者から登録の対象とする。

(2) 指名停止については、平成18年4月1日以降に指名停止を受けた事業者から対象とする。

(3) 工事成績については、平成15年4月1日以降に発注した工事で、平成16年4月1日以降に完成検査を実施した工事から対象とする。

(4) 工事成績については、上下水道局、交通局及び病院局発注の案件は登録の対象としない。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の要綱の規定は、平成19年度に係る主観評価項目制度から適用し、平成18年度に係る主観評価項目制度については、なお従前の例による。

3 平成17年11月1日施行の経過措置2の規定は、平成19年度以降に係る主観評価項目制度には適用しない。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の要綱の規定は、平成21年4月11日から適用し、平成21年4月10日以前の主観評価項目制度については、なお従前の例による。

3 平成17年11月1日施行の経過措置4(4)の規定は、平成21年4月11日以降に係る主観評価項目制度には適用しない。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成21年5月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成25年11月21日から施行する。